

(14) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県立博物館協議会に関する条例等の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和5年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立博物館協議会に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県立博物館協議会に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県立博物館協議会に関する条例（昭和33年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置)	(設置)

<p>第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき、鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>	<p>第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第22条の規定に基づき、鳥取県立博物館に鳥取県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>
---	--

（鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、鳥取県立博物館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p>

（鳥取県立美術館の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 鳥取県立美術館の設置等に関する条例（令和元年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第25条の規定に基づき、鳥取県立美術館の設置、管理その他の必要な事項について定めることを目的とする。</p> <p>(設置) 第13条 博物館法第23条第1項の規定に基づき、県立美術館に鳥取県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項及び博物館法（昭和26年法律第285号）第18条及び第22条の規定に基づき、鳥取県立美術館の設置、管理その他の必要な事項について定めることを目的とする。</p> <p>(設置) 第13条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、県立美術館に鳥取県立美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。